

食品安全委員会（第802回会合）議事概要

日 時:令和3年1月12日(火) 14:00~14:19

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長外5名出席

動画配信:報道0名、一般4名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・農薬「クロルピクリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「クロルピクリンの許容一日摂取量（ADI）を0.001 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「シアゾファミドの許容一日摂取量（ADI）を0.17 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「ジメテナミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「ジメテナミドの許容一日摂取量（ADI）を0.051 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「メタフルミゾンの許容一日摂取量（ADI）を0.12 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（2）その他

- ・旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて
→事務局から説明
農薬「ベンタゾン」について、農薬第二専門調査会において調査審議する農薬として指定し、同専門調査会において審議することとなった。